

XIV. 全国セルフ災害時対応マニュアル

1 目的

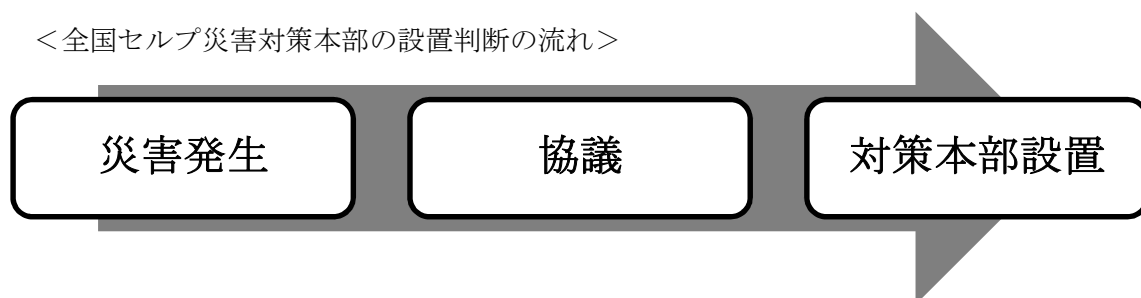
本マニュアルは、全国社会就労センター協議会（以下、全国セルフ協）と日本セルフセンター（以下、日本セルフ）が合同で設置する全国セルフ災害対策本部（以下、対策本部）の設置から解散、その間の対策本部の支援活動内容を定めることを目的とする。

2 対策本部の設置・構成・役割

（1）対策本部の設置および役割

- ① 規模の大小を問わず、被災地の所在するブロック社会就労センター協議会（以下、ブロックセルフ協）または都道府県社会就労センター協議会（以下、都道府県セルフ協）の長から要請があった時および設置の必要性が認められる時は、全国セルフ協会長と日本セルフ会長、全国セルフ協総務・財政・広報委員会担当副会長、全国セルフ協総務・財政・広報委員長で協議のうえ、速やかに合同組織による対策本部を設置する。

＜全国セルフ災害対策本部の設置判断の流れ＞



- ② 対策本部は、原則として全国セルフ協および日本セルフが合同で全国セルフ協事務局に設置する。全国セルフ協事務局が被災した場合は、被災地に近く、事務局として機能できる会員施設・事業所（以下、会員施設）に対策本部を設置する。
- ③ 対策本部は全国セルフ協会長、日本セルフ会長、その他必要な若干名で構成する。対策本部には以下の役員を置く。
 - ・ 本部長（全国セルフ協会長）
 - ・ 副本部長（日本セルフ会長）
 - ・ 実行委員長（本部長が指名）
 - ・ 財務・会計部門総括（全国セルフ協 総務・財政・広報委員会担当副会長）
 - ・ その他、必要と考えられる役員
- ④ 対策本部は、現地対策本部等からの応援要請などの内容を踏まえて、支援活動の基本方針（以下、支援活動方針）および内容を定め、会員施設に支援活動への参加・協力を呼び掛ける。

(2) 対策本部役員の基本的な役割と権限は以下のとおりとする。

- ① 本 部 長：対策本部の招集、対策本部の議長、対策本部の意見の最終決定、
対策本部が発出する文書の発信人、その他対策本部の総括
- ② 副 本 部 長：本部長の補佐、対策本部が発出する文書の発信人、
本部長に事故があった場合の職務の代行
- ③ 実行委員長：対策本部が実施する支援策の企画・立案、支援活動進捗状況の把握、
被災地情報の把握
- ④ 財務・会計部門総括：対策本部の財務・会計の管理
- ⑤ その他必要に応じて責任者を定める。

(3) 事務局

対策本部の定めた支援活動方針に従って支援実務を行う。事務局は行った支援実務を対策本部および会員施設に定期的に報告する。

3 現地対策本部および被災地基幹施設

(1) 現地対策本部

- ① 被害状況や支援内容等から対策本部が必要と判断した場合、現地対策本部を設置する。
- ② 現地対策本部は、原則として被災地が所在するブロックセルフ協事務局に置くこととするが、ブロックセルフ協事務局が被災した場合や局地的な災害の場合などにおいては被災地都道府県セルフ協事務局に置くことも可能とし、ブロックセルフ協会会長または都道府県セルフ協会会長と協議のうえ決定する。
- ③ 現地対策本部は対策本部との密接な連携のもと支援活動を行う。その役割および権限は対策本部に準ずる。

(2) 被災地基幹施設

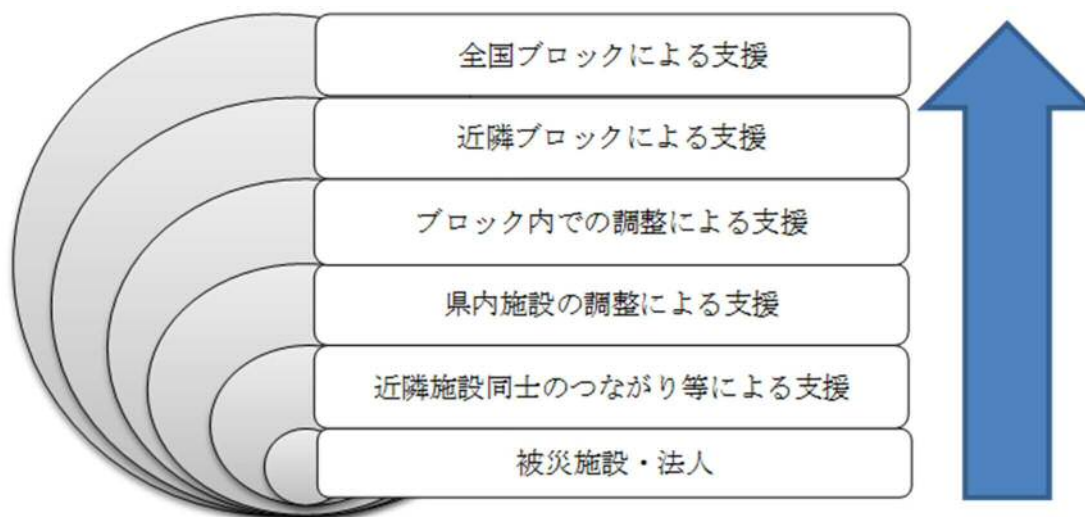
- ① 対策本部は被災地都道府県セルフ協会会長と協議のうえ被災地基幹施設を指名する。
- ② 被災地基幹施設は、原則として都道府県セルフ協会会長または都道府県推薦協議員の施設とする。
- ③ 被災地基幹施設は、対策本部、現地対策本部と連携し、都道府県内の会員施設の被害状況の把握に努めるとともに、被災地支援物資集約施設の役割を担う。

4 支援活動

(1) 現地対策本部は、被害規模等に応じ、「人的支援」、「物資支援」に係る応援要請の範囲を決定する。応援要請の範囲については、①近隣施設同士のつながり等による支援段階→②県内施設の調整による支援段階→③ブロック内での調整による支援段階→④近隣ブロックによる支援段階→⑤全国ブロックによる支援段階へと、できるだけ当事

者に近いエリアから、必要に応じて範囲を広げていくことを基本とする。

＜現地対策本部による「人的支援」「物資支援」に係る応援要請の範囲の決定＞



（２）支援活動は、「人的支援」、「物資支援」、「資金支援」とする。また、ここに掲げる支援活動以外の支援が必要な場合は対策本部で決定する。

①「人的支援」

ア 対策本部は、現地対策本部等から人的支援の要請があった場合、人的支援を行う。

イ 人的支援をする際は、他の障害関係団体等と連携・協力して行うように努める。

ウ 人的支援をする場合、対策本部はあらかじめ下記について決定し、派遣員に対して被災地に派遣するまでに知らせる。

- a 活動先（場所）
- b 活動期間
- c 活動期間中の宿泊拠点（生活施設）の所在地・設備と定員
- d 携行すべき物品
- e 連絡方法
- f 主な支援業務の内容
- g 被災地に向かう行程および活動期間中の注意事項
- h その他、必要な事柄

エ 人的支援をする場合、対策本部は下記の経費について対策本部が負担する経費の範囲について決定する。

- a 人的支援に係る旅費（交通費・日当）
- b 活動期間中の宿泊費

- c 活動期間中の食費
- d 活動に係る経費（燃料代、資材等）
- e 活動中の人件費（被災会員施設が負担しないことを原則とする）
- f 活動期間中の保険（傷害、賠償責任、災害特約に注意）

②「物資支援」

- ア 対策本部は、現地対策本部等から物資支援の要請があった場合、物資支援を行う。
- イ 緊急支援物資は別紙 1 に定める「緊急支援物資リスト」を基本とする。
- ウ 対策本部は、緊急支援物資の①購入費用の対策本部による負担額、②搬送ルート（全国物資拠点施設、被災地支援物資集約施設等の設置を含む）、③物資提供にあたってのルール（仕分方法、外箱への表示方法等）等を定め、都道府県セルフ協、会員施設等に周知、協力を求める。
- エ 全国物資拠点施設とは、全国から集まる物資を一時保管・仕分けし、被災地への搬送を行う施設をいう。
- オ 被災地支援物資集約施設とは、全国物資拠点施設等から送られてくる支援物資を一時保管・仕分けし、支援物資を必要とする場所や人へ搬送を行う施設をいう。
- カ 必要に応じて全国物資拠点施設、被災地支援物資集約施設に物資の仕分け・搬送を行う支援員を募集・派遣する。

③「資金支援」

- ア 対策本部は、被災会員施設等から資金支援の申請があった場合または資金支援の必要性があると判断した場合、資金支援を行う。
- イ 資金支援は、自然災害の規模が大きく、多数の施設が被害に遭った場合（遭ったと想定される場合を含む）の「義援金」による支援とそれ以外の災害を想定した「災害時支援基金」による支援とする。
- ウ 「義援金」については本マニュアル第 5 項に、「災害時支援基金」については別紙 2 「災害時支援基金運営要綱」に規定するものとする。

5 義援金

- （1）対策本部は、自然災害の規模が大きく、多数の施設が被害に遭った場合（遭ったと想定される場合を含む）に、必要に応じて、会員施設に義援金の協力を求めることができる。なお、協力要請の目安は、災害の発生から 2 週間を目途とする。
- （2）対策本部は、義援金配分要綱・配分基準案を作成し、全国セルフ協常任協議員会および日本セルフ常任理事会の承認を得たうえで被災会員施設に配分する。
- （3）全国セルフ協は平時から義援金専用口座を開設する。
- （4）義援金専用口座は、他の口座と分けて管理しなければならない。義援金は、全国セ

ルプ協本体会計の収支と明確に区分しなければならない。

- (5) 義援金は対策本部の判断で災害時活動資金（活動支援金）として活用できる。ただし、義援金の協力要請時にその旨明記しなければならない。
- (6) (4) で定める義援金と一般会計の明確な区分のために、全国セルプ協本体会計とは別に災害時支援のための会計区分（災害時支援）を設ける。

6 災害時活動資金（活動支援金）

- (1) 支援活動のうち「人的支援」（4.（3）①）および「物資支援」（4.（3）②）に係る経費に充てることを目的に、平時から災害時活動資金（活動支援金）を確保する。
- (2) 全国セルプ協は平時から災害時活動資金（活動支援金）専用口座を開設する。
- (3) 災害時活動資金（活動支援金）は平時から1,000万円を下限として、全国セルプ協および日本セルプから拠出する。全国セルプ協と日本セルプからの拠出額は、両組織で別途定める。
- (4) 災害時活動資金は、5.（6）に定める全国セルプ協会計区分（災害時支援）により経理する。
- (5) 災害時活動資金部門は、全国セルプ協協議員総会、日本セルプ社員総会に報告し、承認を得る。
- (6) 災害発生時における「人的支援」「物資支援」を実施する際に、災害時活動資金に不足が出ることが予測される時は、対策本部の決定により、義援金を活用できるものとする。

7 情報伝達手続き

- (1) 対策本部は被災地の状況および被災会員施設の人的被害・物的被害・ライフラインの状況等を、あらゆる手段により収集するよう努めなければならない。
- (2) 被災会員施設は、被害状況等をできるだけ速やかに現地対策本部および被災地基幹施設に伝えるよう努める（別紙2「災害時支援基金運営要綱」様式2参照）。
- (3) 現地対策本部および被災地基幹施設は、各施設の被害状況の把握に努め、できるだけ速やかに対策本部に伝えなくてはならない（別紙2「災害時支援基金運営要綱」様式1参照）。

8 対策本部の解散

- (1) 対策本部長は被災会員施設の復興状況等を総合的に勘案し、対策本部の役目が終わったと判断した時は対策本部を解散する。
- (2) 対策本部を解散後、速やかに、事業活動の概要および義援金、災害時活動資金の使途について会員施設に報告する。

9 その他

本マニュアルに定めのない事項については、対策本部で協議し決定することとする。

〔改定経過〕

1. 平成 26 年 5 月 14 日制定
2. 平成 27 年 5 月 12 日一部改正（「災害支援基金運営要綱」制定等）
3. 令和 2 年 2 月 28 日一部改正
4. 令和 5 年 5 月 19 日一部改正

緊急支援物資リスト

食品

グループ	必要物資
A	インスタント食品（カップラーメン、味噌汁、スープ等） レトルト食品（おかゆ、カレー、惣菜等）※電子レンジでしか調理できないものは不可 缶詰
B	お米、お餅、乾麺（うどん・そば等）
C	ペットボトル飲料水（500m l ・2L）
D	ペットボトルお茶・スポーツドリンク等（500m l ・2L）
E	飲料用インスタントコーヒー、ティーバッグ（緑茶・紅茶等）、ココア等 菓子類（チョコレートやクッキー等ある程度日持ちのするもの）
F	調味料（砂糖・塩・酢・醤油・味噌等）
G	フリーズドライ野菜

日用品

グループ	必要物資
H	トイレットペーパー
I	発電機
J	乾電池（単一を中心に）、ストーブ、
K	ボックスティッシュ、ウェットティッシュ、汗拭き取りシート
L	子ども用おむつ、大人用おむつ、尿取りパッド（男女）、大判お尻拭き
M	生理用品（ナプキン・タンポン）
N	固形石鹸、手指消毒剤、ドライシャンプー、衣料用洗剤（水をあまり使用しないもの）
O	タオル（バスタオル・フェイスタオル）
P	毛布（圧縮袋に入れて圧縮したもの）
Q	マスク、使い捨てカイロ、
R	常備薬
S	コンタクトレンズ用品（ケース・洗浄液・保存液）（ソフト用・ハード用）、化粧水、乳液
T	お皿・コップ・スプーン・箸等食器類（プラスチック、紙製）、ラップ、アルミ箔
U	ゴム手袋、ゴミ袋（大・小・丈夫なもの）、布製ガムテープ、ロープ、 ブルーシート（大きなもの）、防虫剤

衣料品

グループ	必要物資
V	男性用衣類（上下）、下着（上下）、S・M・L・LL、靴下
W	女性用衣類（上下）、下着（上下・生理用ショーツ含む）S・M・L・LL、靴下
X	子ども用衣類
Y	防寒着（男女 S・M・L・LL）
Z	靴（長靴、スニーカーなど）（男女 S・M・L・LL）

災害時支援基金運営要綱

第1条 目的

本要綱は、「全国セルフ災害時対応マニュアル」（以下、マニュアル）に定める「資金支援」の中の『災害時支援基金』について定めるものである。

第2条 災害時支援基金の設置

1. 災害時支援基金は、規模の大小を問わずあらゆる自然災害発生時に、資金支援を必要とする会員施設・事業所（以下、会員施設）に支援金を迅速に支給することを目的に設けるものである。
2. 災害時支援基金は、全国社会就労センター協議会（以下、全国セルフ協）が平時より開設する災害時支援基金専用口座によって管理・運用する。一般会計との明確な区分のために、全国セルフ協本体会計区分とは別に災害時支援のための会計区分（「災害時支援」）を設けて管理する。
3. マニュアルに規定されている「義援金」「災害時活動資金（活動支援金）」についても、前項と同様の取扱いとする。

第3条 積立目標額と積立方法

1. 災害時支援基金は、常時1,000万円を下限として積み立てることを目標とする。
2. 積み立ては、全国セルフ協、日本セルフセンター（以下、日本セルフ）からの拠出により行うものとする。全国セルフ協と日本セルフからの拠出額は両組織で別途定める。

第4条 災害時支援基金からの支給対象と支給金額

1. 本要綱に基づき支給する支援金は、全国セルフ協または日本セルフの会員施設を対象とする。
2. 対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、火災など、あらゆる自然災害に対して適用するものとする。
3. 対象となる被害は、災害による建物、生産設備、車両の被害とし、**別表**で定めた金額を支給するものとする。**別表**で定めた被害基準と支給金額は、義援金募集を行った際の支給額の決定の目安とする。
4. **別表**で定める支給金額は、災害時支援基金残高が不足する場合には、対策本部の判断で減額することができるものとする。

第5条 義援金活動との関係について

1. 第4条2で定める自然災害の規模が大きく、多数の会員施設が被害に遭った場合（遭ったと想定される場合を含む）、対策本部の判断で義援金募集を実施することができる。
2. 義援金募集を実施した場合も、被災会員施設への資金支援を迅速に行うため、災害時支援基金を一時的に活用することができるものとする。災害時支援基金からの支出額は、集まった義援金により精算する。
3. 集まった義援金から被災会員施設に支給した場合は、災害時支援基金からの支給は行わないこととする。ただし、義援金支給額が**別表**の金額を下回った場合は、その差額を災害時支援基金から支給することができるものとする。

第6条 災害時支援金の支給申請について

1. 災害時支援金の支給申請は以下のとおりとする。
 - (1) **別表**で定める被害を受けた会員施設は、**様式3**により災害時支援基金からの支援金の支給申請を行うことができる。
 - (2) 前項の申請は、都道府県社会就労センター協議会（以下、都道府県セルフ協）事務局で取りまとめたうえで、全国セルフ協事務局または日本セルフ事務局に提出するものとする。ただし、都道府県の状況により、全国セルフ協事務局または日本セルフ事務局が直接受け付けることもできるものとする。
 - (3) 都道府県セルフ協は、被害を受けた会員施設の状況に応じて、申請を代理で行うことができる。

第7条 その他

1. 本要綱に定めのない事項については、対策本部において協議し決定するものとする。
2. 本要綱に係る作業・検討は、全国セルフ協総務・財政・広報委員会にて行う。必要に応じて、日本セルフは検討委員を派遣する。

（別表：支援金支給額）

1. 建物の被害

被害の程度	被害の内容 ^{※1}	支給額 ^{※4}
全壊	施設の建物、外構^{※2}がその使用目的のための基本的機能を喪失したもの。例えば、建物全部の倒壊、流失、埋没、焼失、または建物の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難な状態にあるなど。 具体的には、建物の損壊、消失、流失部分の床面積がその建物の延床面積の70%以上、または建物の主要な構成要素の経済的被害が建物全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものである。 なお、ライフラインの停止により、施設運営に同等の被害を受けていると判断できる場合も含むこととする。	60万円／施設・事業所
大規模半壊	施設の建物、外構がその使用目的のための基本的機能を大きく喪失したもの。例えば、建物が半壊し、構造耐力上主要な部分^{※3}の補修を含む大規模な補修を行わなければ使用することが困難なものである。 具体的には、損壊部分がその建物の延床面積の50%以上70%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が40%以上50%未満のもの。 なお、ライフラインの停止により、施設運営に同等の被害を受けていると判断できる場合も含むこととする。	60万円／施設・事業所

中規模半壊	施設の建物、外構がその使用目的のための基本的機能を半分程度喪失したもの。例えば、建物が半壊し、居室の壁、床または天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ使用することが困難なもの。 具体的には、損壊部分はその建物の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が 30%以上 40%未満のもの。 なお、ライフラインの停止により、施設運営に同等の被害を受けていると判断できる場合も含むこととする。	45 万円／ 施設・事業所
半壊	施設の建物、外構がその使用目的のための基本的機能の一部を喪失したもの。例えば、建物の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの（大規模半壊・中規模半壊に該当しないもの）。 具体的には、損壊部分はその建物の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が 20%以上 30%未満のもの。 なお、ライフラインの停止により、施設運営に同等の被害を受けていると判断できる場合も含むものとする。	30 万円／ 施設・事業所
軽度被害	半壊よりも軽度の被害状況のもの	5 万円／ 施設・事業所

※ 1 内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 3 年 3 月）を参考に作成

※ 2 居住、生活する建物の外にある構造物全体を指す言葉。門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置などの関連品も含む。

※ 3 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう）、床版、屋根版または横架材（梁、けたその他これらに類するものをいう）で、建築物の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいう」（建築基準法施行令第 1 条第 3 号）

2. 生産設備の被害

被害の程度	被害の内容	支給額※ 4
大きな被害	これまで行ってきた生産作業等がほとんど行えない程度に生産設備に被害を受けている。（設備の更新が必要）	10 万円／ 施設・事業所
中程度の被害	これまで行ってきた生産作業等が半減する程度に生産設備に被害を受けている。（設備の修繕等が必要）	5 万円／ 施設・事業所

3. 車両

被害の程度	支給額※ 4
廃車となった場合	5 万円／施設・事業所

※4 建物、生産設備、車両のいずれか1つのみの被害に対しての支給ではなく、該当する被害のすべてを対象に併給するものとする。

(附則)

1. 本要綱は、平成27年5月12日より発効するものとする。
2. 令和2年2月28日一部改正
3. 令和5年5月19日一部改正